

## 重要なお知らせ

※専任の宅地建物取引士の**本籍地**の御確認をお願いします※

◎免許申請等で提出を求めていた専任の宅地建物取引士の『身分証明書』及び『登記事項証明書（登記されていないことの証明書）』については、令和6年5月25日から提出不要になりました。

※ただし、専任の宅建士が事務所の代表者や役員、政令使用人等を兼任している場合は、提出が必要です。

従来までは、市区町村から発行された『身分証明書』に記載の本籍地をもとに役員や専任の宅地建物取引士等の暴力団照会等を行っていましたが、令和6年5月25日からは、専任の宅地建物取引士に限り、宅地建物取引士資格登録簿に登録されている本籍地をもとに暴力団照会等を行います。

そのため、専任の宅地建物取引士の現在の**本籍地**と**宅地建物取引士資格登録簿に登録されている本籍地**が異なる場合（**本籍の変更手続きを行っていない場合**）は、暴力団照会等の手続きがやり直しとなるため、免許手続きが一旦停止となります。

「免許申請」又は「専任の宅地建物取引士の就任にかかる変更届」を提出する際は、専任の宅地建物取引士の現在の**本籍地**と**宅地建物取引士資格登録簿に登録されている本籍地**が合っているかを御確認の上、本籍地が異なる場合は、速やかに宅地建物取引士資格登録簿の変更申請手続きを行ってください。

【宅地建物取引士資格登録簿に登録されている本籍地の確認先】

群馬県 県土整備部 住宅政策課 宅建業係（電話 027-226-3525）

※専任の宅地建物取引士である御本人でないと登録情報をお伝えすることができません。

必ず、御本人から住宅政策課宅建業係宛てにお問い合わせください。